

総合評価にかかる評価項目及び評価基準(案)

資料1-5

技術提案項目		求める提案内容	評価の項目(審査の視点)	配点 (加算点)	加算点の評価方法	様式等
分類	提案項目					
設計・施工業務に関する事項	設備構成	非常用発電設備の構成	<p>ア)について提案を求め、当該構成に関するイ)について資料を求める。</p> <p>ア)非常用発電設備の構成</p> <p>イ)①構成の利点(妥当性、有効性があるものに限る) ②非常用発電設備の設計施工実績(提案する発電機と類似の規模に限る)</p> <p><u>※①、②の有無について評価する。</u></p>	2	A : ①、②とも有り (2点) C : ①又は②どちらか有り (1点) E : ①、②とも無し (0点)	様式別紙2-1
		施設・設備配置	<p>ア)に示す図面を提出(必須)するとともに、イ)の観点からの説明を求める。 必要に応じて説明資料、計算書を添付すること。</p> <p>ア)①施設配置(非常用発電設備・燃料タンク・建屋・建築付帯設備の配置) ②施設構造の概要(建屋の構造、発電機の仕様、燃料タンクの仕様、建築付帯設備の仕様) ③設備の配置・構成(原動機・発電機・周辺補機の構成) ④施工管理(環境対策) ⑤既設設備の撤去(既設コーチェネレーション設備及び乾燥機設備の撤去後の仕舞)</p> <p>イ)①効率性、合理性 ②維持管理性 ・作業・点検動線 ・保守スペース ③更新の容易さ ・設備更新用スペース ・搬出入口、スペース</p> <p><u>※実現可能な提案個数で評価し、有効な項目が1項目を0点として、有効な項目が増加すれば加点するものとする。</u></p>	14.4	A : 6項目以上 (14.4点) B : 5項目 (11点) C : 4項目 (8点) D : 3項目 (5点) E : 2項目 (2点) F : 1項目 (0点)	様式別紙2-2
	機能特性	燃料消費率	<p>定格運転時の発電電力(補機を除く)あたりの燃料消費量の値を求める。</p> <p><u>※下記の値が小さいものを評価する。</u> <u>定格運転時の1時間当たりの燃料消費量/(発電機定格電力-補機類の使用電力)【l/(h·kVA)】</u></p>	2	<p>*A重油の場合 A : 0.22 (l/h/kVA)未満 (2点) C : 0.22 (l/h/kVA)以上～0.36 (l/h/kVA)未満 (1点) E : 0.36 (l/h/kVA)以上 (0点)</p> <p>A重油以外の場合は、燃料価格で金額換算を行う。 A重油 : 87円/l 灯油 : 86円/l 軽油 : 116円/l</p>	様式別紙2-3
		長寿命化	<p>非常用発電設備に関して、本事業期間(15年)における維持管理業務での運転に必要な時間を除いた非常用発電設備の運転時間について提案を求める。 本事業期間における総運転可能時間から、維持管理業務における運転時間や1回あたりの起動により換算される運転時間等を除いた運転可能時間を求める。</p> <p><u>※運転時間に影響する補機等も考慮した時間で評価する。</u></p>	5	<p>A : 800時間以上 (5点) B : 600時間以上～ 800時間未満 (3.8点) C : 400時間以上～ 600時間未満 (2.5点) D : 200時間以上～ 400時間未満 (1.3点) E : 200時間未満 (0点)</p>	様式別紙2-4
		耐震性	<p>発電機、原動機、燃料タンク、配管、ケーブル及び建築付帯設備の耐震化の方策について提案を求める。</p> <p>必要に応じて説明資料を添付すること。 (建屋の提案については除くが、建屋内の設備の耐震化に寄与する場合は加点の対象とする。)</p> <p><u>※実現可能で効果が確認できる具体的な提案個数で評価する。</u> <u>有効な項目が1項目を0点として、有効な項目が増加すれば加点するものとする。</u></p>	6	<p>A : 5項目以上 (6点) B : 4項目 (4.5点) C : 3項目 (3点) D : 2項目 (1.5点) E : 1項目 (0点)</p>	様式別紙2-5
			<p>貯蔵されている燃料の劣化について、点検・対策に関する提案を求める。</p> <p><u>※点検及び対策それぞれについて、実現可能な提案数で評価する。</u> <u>有効な提案の無いものを0点とし、有効な項目が増加すれば加点するものとする。</u></p>	2	<p>A : 5項目以上の採用 (2点) B : 4項目 (1.5点) C : 3項目 (1点) D : 2項目 (0.5点) E : 1項目以下 (0点)</p>	様式別紙2-6

総合評価にかかる評価項目及び評価基準(案)

資料1-5

技術提案項目		求める提案内容	評価の項目(審査の視点)	配点 (加算点)	加算点の評価方法	様式等
分類	提案項目					
維持管理業務に関する事項	点検・補修計画	運転が困難となるような種々のリスクを低減する提案を求める。	非常用発電設備の点検・補修計画を提案するとともに、非常用発電設備の補修を行う際、非常用発電施設に要求される発電容量を発揮できない期間の短縮に対する提案を求める。 ※維持管理業務期間内において、必要な発電容量を発揮できない時間の合計で評価する。 発電容量を発揮できない時間とは、補修作業中に非常用発電設備の運転が必要となった場合に、その時点から運転可能な状態に復旧するまでの時間のうち、最も長いものを指す。 発電容量を発揮できない1回あたりの時間が1時間未満の場合は切り上げ、それぞれを合計する。	5	A : 48時間未満 (5点) B : 48時間～72時間未満 (3.8点) C : 72時間～96時間未満 (2.5点) D : 96時間～120時間未満 (1.3点) E : 120時間以上 (0点)	様式別紙2-7
			建屋本体(建具等の付属設備含む)の維持管理計画について提案を求める。 補修周期表、維持管理方策を提出すること。 ※実現可能な提案個数で評価する。 装備の工夫による延命化策を含め、妥当性、有効性のある項目が増加すれば加点するものとする。	2	A : 3項目以上 (2点) C : 2項目 (1点) E : 1項目 (0点)	様式別紙2-8
			建築付帯設備(消防、照明、換気等の設備)の具体的な点検、補修計画について提案を求める。 補修周期表、維持管理方策を提出すること。 ※実現可能な提案個数で評価する。 装備の工夫による延命化策を含め、妥当性、有効性のある項目が増加すれば加点するものとする。	2	A : 3項目以上 (2点) C : 2項目 (1点) E : 1項目 (0点)	様式別紙2-9
	故障時対応の迅速性	故障発生時の対応方法と、待機場所から現場までの距離の提案を求める。	故障対応体制の提案を求めたうえで、待機場所から大庭浄水場までの距離を評価する。 ※体制の提案が有効なものうち距離が短いほど評価する。 提案者は「待機場所から大庭浄水施設までの距離」、「平日、夜間及び休日の体制」等を示すこと。	1	A : 20km以内 (1点) C : 40km以内 (0.5点) E : 40km超 (0点)	様式別紙2-10
	補修部品調達能力	補修部品の調達体制についての提案を求める。	補修部品の調達能力(保守計画上リストアップされる補修部品について、緊急時にも対応できるように在庫管理(手配即納も可)がなされているか)を評価する。(手配即納とは納入業者から迅速に手配できる体制が確立されている事をいう) ※補修部品の調達能力を在庫管理の有無で評価する。 在庫なしを0点とし、部品の在庫数が多ければ加点する。	2	A : すべての部品を在庫管理 (2点) C : 主要部品のみ在庫管理 (1点) E : 在庫なし (0点)	様式別紙2-11
	防音性能	非常用発電設備に対する防音対策について提案を求める。	非常用発電施設東側の敷地境界(準住居地域)の地点における騒音の大きさについて評価する。 必要に応じて計算書、根拠資料を添付すること。 ※対象となる騒音値が小さいものを評価する。 なお、隣接している「準住居地域」における規制基準を考慮すれば加点するものとする。	3	騒音値をY (dB(A))とし、 A : Y \leq 45 (3点) C : 45 < Y \leq 50 (2点) E : 50 < Y \leq 55 (0点)	様式別紙2-12
環境への配慮等	漏油対策	非常用発電施設に施す漏油対策について提案を求める。	非常用発電施設において用いる各種油について、燃料タンク、給油設備における漏油対策の提案を求める。 ※実現可能な提案個数で評価する。 有効な提案の無いものを0点とし、有効な項目が増加すれば加点するものとする。	3	A : 6項目以上 (3点) B : 5項目 (2.5点) C : 4項目 (2点) D : 3項目 (1.5点) E : 2項目 (1点) F : 1項目 (0点)	様式別紙2-13

総合評価にかかる評価項目及び評価基準(案)

資料1-5

技術提案項目		求める提案内容	評価の項目(審査の視点)	配点 (加算点)	加算点の評価方法	様式等
分類	提案項目					
施工実績	優良な工事成績点の有無	<p>大阪広域水道企業団発注(単価契約によるものを除く。)の電気工事で、平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間において完成検査を受け、工事成績点85点以上、80点以上84点以下、75点以上79点以下(以下、「優良な工事成績点」という。)と判定された実績の有無。</p> <p>※優良な工事成績点の加算点の複数行使は認めない。</p> <p>優良な工事成績点による加算点は、当該成績を取得した対象工事毎に令和2年度において1回に限り申請することができる。ただし、申請者が今回の入札で落札候補者にならなかつた場合には、今回の入札における落札候補者決定日以降に公告される工事に限り、再度、当該対象工事にかかる優良な工事成績点を申請することができる。</p> <p>なお、今回の入札公告において申請した優良な工事成績点を用いて既に落札候補者になっている場合又は本工事の入札公告日から落札候補者決定日までの間に他の工事に申請していることが判明した場合には、その判明した時期により次の①～③の措置を行う。 ①落札候補者となる迄に判明した場合は本技術審査資料を無効とする。 ②落札候補者になった時点から落札決定迄に判明した場合は失格とする。 ③落札決定以後に判明した場合において、次年度の工事に本項目の加算点の申請はできないものとする。(次順位者以降の者が落札候補者となった場合についても同様に扱う。)</p> <p>ただし、対象となる入札公告が企業団の積により取り止めとなつた場合は、取り止めとなつた入札公告において行った加算点申請は無かったものとし、①～③の措置は行わない。</p> <p>業種が「電気工事」で、かつ、発注金額が2億円以上の工事であることとする。ただし、工事公告等により発注金額が確認できない場合は、契約金額による評価とする。</p> <p>優良な工事成績点を取得した対象工事であっても、平成23年4月1日以降に大阪広域水道企業団から入札参加停止の措置を受けた場合で、かつ優良な工事成績点を取得した対象工事の検査日が当該入札参加停止措置の期間の末日以前となっているときは、優良な成績点による加算点を付与しない。</p>	0.3	<p>①大阪広域水道企業団発注工事における優良な工事成績点 ・85点以上(過去5ヶ年度の取得成績) (0.3点)</p> <p>②大阪広域水道企業団又における優良な工事成績点 ・80点以上84点以下(過去5ヶ年度の取得成績) (0.2点)</p> <p>③大阪広域水道企業団における優良な工事成績点 ・75点以上79点以下(過去5ヶ年度の取得成績) (0.1点)</p> <p>①～③の重複申請不可 最大0.3点</p>	様式別紙3-1	
	工事成績点に係る減点	大阪広域水道企業団発注(単価契約によるものを除く。)の電気工事で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において完成検査を受け、工事成績点70点未満と判定された実績の有無。	-1	実績あり (-1点) 実績なし (0点)	申請の必要無	
	配置予定技術者(監理技術者)の担当工事成績	大阪広域水道企業団発注(単価契約によるものを除く。)で、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に完成、引渡しが完了した電気工事において、監理技術者として従事し、80点以上、75点以上79点以下の成績を取得した技術者の配置予定の有無。(配置予定技術者を複数記載している場合は、全員が80点以上の工事成績を有する場合80点以上の評価、全員が75点以上の工事成績点を有する場合75点以上79点以下の評価。)	0.2	<p>①大阪広域水道企業団発注工事における配置予定技術者の担当工事成績点 ・80点以上(過去5ヶ年度の取得成績) (0.2点)</p> <p>②大阪広域水道企業団発注工事における配置予定技術者の担当工事成績点 ・75点以上79点未満(過去5ヶ年度の取得成績) (0.1点)</p>	様式別紙3-2	
	貢献度	令和2年4月1日以降に大阪広域水道企業団が発注した水道用水供給事業及び工業用水道事業の漏水修理及び給水施設閉栓工事(単価契約)の入札参加実績。	0.1	①令和2年4月1日以降に大阪広域水道企業団発注の漏水修理工事の入札参加実績 実績あり (0.1点)	様式別紙3-3	
	加算点合計		50			